

生活保護のあらし

（生活にお困りの方へ）



みなまたしふくしじむしょ
水俣市福祉事務所

はじめに

このパンフレットは、生活保護を申請しようと考えられている方に、生活保護制度の「しくみ」や、生活保護を受給するようになってからの「権利」「義務」について、正しくご理解いただくために、わかりやすく説明したものです。

必ず家族全員で読まれ、確認してください。

もくじ

1	生活保護とは	1
2	生活保護を受けるためには	1
3	生活保護が決定するまでの手続き	2
4	生活保護のしくみ	3
5	保護の種類	4
6	生活保護が開始されたら	5
7	罰則	6
8	保護の決定に不服があるとき	6
9	生活保護受給中に減額・免除等されるもの	7
10	その他	7

1 生活保護とは（国民の権利です）

私たちの一生の間には、高齢や病気などで収入が少なくなり、手持ちの預貯金や資産を処分するなどのやりくりをしても、どうしても生活が維持できなくなることがあります。

生活保護制度は、このような時に、その生活を保障しながら、自立した生活がおくれるように支援することを目的としています。

※ 国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するため、日本国憲法第25条（生存権）の理念に基づき制定した生活保護法に規定する制度です。

2 生活保護を受けるためには（義務もあります）

生活保護は、あなた（及び世帯員）が、世帯の生活を維持するために下記の（1）から（3）までについて可能な努力をしてもなお、生活に困窮する場合に、受けることができます。

（1）能力の活用

働く能力のある方は、その能力に応じて働かなければなりません。なお、病気や障害、その他の理由で働けない場合は、その問題解決を優先とします。

生活保護法では、64才までを稼働年齢層と定めていますが、「65才以上の方は働かなくてもよい」ということではありません。

（2）資産の活用

預貯金、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず自分たちの生活のために処分して、活用できるものは活用してください。

なお、現在お住まいの住宅や、通勤・障がい等のため特に必要な自動車、生命保険などは、一定の条件のもと、その保有が認められる場合があります。

（3）他の制度の活用

生活保護制度以外の制度で活用できるものがあれば、それらの活用を優先してください。

【例えば】各種年金、雇用保険、労災保険、児童扶養手当、児童手当など

ただし、生活保護上、年金担保貸付は認められていませんので、生活保護の申請を前提に利用された場合、生活保護を受けることはできません。また、生活保護受給中利用されると、生活保護が適用できなくなります。

* 扶養義務者（親・子・兄弟姉妹など）からの支援も、生活保護に優先しますので、支援を受けることができる場合は受けてください。

「支援は金銭ばかりではありません」

例えば

- 親や子どもとの同居、金銭やお米などの仕送り
- 扶養義務者が加入する健康保険における扶養認定
- 子どもがいて就労ができない場合等における一時的なお世話

「申請」は意思があればどなたでも可能です。

※ 上記については生活保護受給に当たって、義務についての説明です。生活保護の申請について制限するものではありません。

3 生活保護が決定されるまで

<p>1 相談</p>	<p>生活保護のことをお尋ねになりたい方は、福祉事務所や地域の民生委員にご相談ください。</p> <p>福祉事務所のケースワーカーが、生活保護制度についての説明や、家庭状況の確認を行います。</p>
<p>2 申請</p>	<p>生活保護制度について理解し、生活保護を受けたいと希望された場合は、福祉事務所で生活保護申請書を受け取り、必要事項を記入の上、福祉事務所に提出してください。</p>
<p>3 調査</p>	<p>福祉事務所に申請書を提出されると、福祉事務所のケースワーカーや職員が、あなたの家庭などを訪問し、下記のことについての聞き取り調査や、関係機関等の調査を行います。</p> <p>必要に応じ、立ち入った事柄をお尋ねすることがありますが、個人の秘密は固く守りますので、安心して、ありのままを正直にお答えください。また、必要な書類の提出を求めた場合は、速やかにご協力ください。</p> <p>① 保護の申請に至った理由</p> <p>② 家族構成やこれまでの生活状況（職歴や結婚歴など）</p>

③ 収入、預貯金、生命保険などの資産について

④ 親、子、兄弟姉妹等からの支援について

⑤ 世帯員の健康状態や障がいの状況について

⑥ その他生活保護決定に必要な事項

* 保護の公平な適用のため、本人からの申し立て以外に、銀行や生命保険会社に対する預貯金等調査、医療機関における病状調査、扶養義務者からの支援確認などを行います。

* 調査を拒否したり、虚偽の申し立てをしたり、ケースワーカー等を威圧して調査を妨げた場合は、生活保護の申請を却下しますので、生活保護を受けることができなくなります。

* 過去暴力団員であった者や、暴力団員と疑われる者の場合、警察に対して暴力団員であるか否かの照会を行います。その結果、現在暴力団員と認定された場合、保護を受けることはできません。

4 決定

世帯の調査が終わると、生活保護が必要かどうか、必要な場合はどのような保護が必要なのか、福祉事務所において会議を開いて決定します。

5 通知

結果については、生活保護の申請日から14日以内（特別な理由がある場合は30日以内）に決定しお知らせします。

生活保護が受けられる場合、保護の開始日については、申請日以降で保護が必要と認められる日に遡って適用します。

4 生活保護のしくみ

生活保護は、世帯を単位として決定します。生活保護という世帯とは、社会生活上現に家計を共同して生活を営んでいると認められる場合をいい、婚姻関係や住民票の有無、住民票上の世帯等とは関係ありません。

なお、出稼ぎや入院など、一定の時期が来れば同じ家に住むことが予想される場合も同一世帯となります。このため、原則、世帯のうち「〇〇さんだけ」を保護するということとはできません。

生活保護の程度は、国が定める世帯の基準生活費と世帯全部の収入を比較した上で決定し、基準生活費に対して収入が不足する場合、その差額が生活保護費として支給されます。

<p>基準 生活費</p>	<p>その世帯の実態（人数、年齢、家賃・介護・医療の有無など）をもとに国で定めた基準により算定された1ヶ月分の生活費です。</p>
<p>収入</p>	<p>次の①から⑤までにより算定された1ヶ月分の収入です。</p> <p>① 働いて得た収入</p> <p>② 年金、手当など他の法律により支給される金銭</p> <p>③ 親や子、兄弟姉妹等の扶養義務者からの仕送り支援</p> <p>④ 資産の貸し付け（家賃収入）などにより得た収入</p> <p>⑤ 自給したり贈与をうけた野菜やお米など</p> <p>※ 働いて得た収入については、一定の額を控除して認定します。 借金による収入も、収入として認定されることもあります。</p>

保護基準
生活保護が必要な世帯
生活保護が必要でない世帯

<p>基準生活費（世帯人数と年齢などで決定されます）</p>	
<p>世帯の収入</p>	<p>保護費（不足する生活費）</p>
<p>世帯の収入</p>	

5 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があります。

- (1) 生活扶助 生活に必要な食費や光熱水費などの費用
- (2) 住宅扶助 家賃や地代または住宅の修理費などの費用
- (3) 教育扶助 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用
- (4) 医療扶助 病気やけがの時の診察、薬剤、交通費などの費用
- (5) 介護扶助 介護サービスに必要な場合の費用
- (6) 出産扶助 出産に要する費用
- (7) 生業扶助 高校就学や技能を身につけるための費用
- (8) 葬祭扶助 葬祭に要する費用

※このほかに、臨時的な生活の必要に応じて支給する一時扶助（おむつ代などの被服費や小中学校への入学準備金、転居費用など）があります。

6 生活保護が開始されたら

(1) 権利として保障されていること

① 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）

正当な理由無く、保護費を減額されたり、保護を受けられなくなることはありません。

② 公課禁止、差押禁止（生活保護法第57・58条）

生活保護により支給されたものについては、税金を課せられたり、差し押さえられたりすることはありません。

(2) 義務として守ってもらうこと

① 譲渡禁止（生活保護法第59条）

保護を受ける権利を、他人に譲り渡すことはできません。

② 生活上の義務（生活保護法第60条）

勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければなりません。

○働ける人は、その能力に応じて（病気の方は、病気と付き合いながらできる範囲で）働いてください。

○病気の方は、医師の指示に従い治療に専念してください。

○保護開始後に、水道代、電気代等を滞納することがないように計画的な生活を送ってください。

* テレビや冷蔵庫など耐久物品の修理費やそれらを新たに購入する費用について、福祉事務所は負担しませんので、保護費から準備するか、扶養義務者から支援してもらうこととなります。

* 浪費により生活費が不足することがないように注意してください。

○自動車やオートバイの保有、使用（他人名義であっても）は原則認められません。通勤・通院等で福祉事務所が認めた場合のみ使用できます。

原付バイクについては、原則認めますが、資産価値、維持費、保険加入等の状況の確認後判断します。

○扶養義務者に対しては常に支援をお願いしてください。単に仲が悪いということで支援をお願いしないといった私情は原則認められません。

ただし、DV、虐待など特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

③ 届出の義務（生活保護法第61条）

ケースワーカーが定期的にお訪ねしますが、収入（年金、給与、仕送り等の変動）、支出（家賃、地代の変動）、入退院、家族の増減、1週間以上家を空ける場合など生活状況に変動がある場合は、速やかに福祉事務所へ届出をしてください。

④ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）

生活状況に応じて、適切な保護を実施するため、指導・指示をすることがあります。なお、指導・指示に従わないときには保護が受けられなくなることがあります。

⑤ 費用返還の義務（生活保護法第63条）

生活上の変化や収入の増加等により、月初めに支給した保護費が結果として多くなった時は、多くなった分を返していただきます。

また、急迫な事情により、資力がありながら保護を受けたような場合には、支給した保護金品（金銭給付＋現物給付）を、資力の範囲内で返還していただくことがあります。

○年金や手当を遡って受給した場合

○生命保険の入院給付金や解約返戻金があった場合

○交通事故などによる損害賠償金があった場合

○不動産を売却した場合 など

7 罰則

不正な方法で保護を受給した場合や、事実と異なる申請などにより保護費を受給した場合は、不正受給として次の処分を受けます。

① 生活保護法による処分（3年以下の懲役または30万円以下の罰金）または刑法による処罰

② 処分されるまでに受けていた保護費の全額返還

③ 受けている保護の停止や廃止

8 保護の決定に不服があるとき

福祉事務所が行った保護申請の却下、保護の変更、停止、廃止などの決定に疑問があるときは、福祉事務所に説明を求めてください。

なお、決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に熊本県知事に対し、不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

9 保護受給中減額・免除等されるもの

生活保護を受けると、次の事柄については手続きをすることにより、減免等ができますので、地区担当員に相談してください。

- ① 国民年金保険料の減免
- ② NHK受信料の減免
- ③ 住民税、固定資産税の減免
- ④ 認可保育園の保育料の減免
- ⑤ 基本検診・がん検診、インフルエンザ予防接種の個人負担金の免除（年齢条件あり）

10 その他

福祉事務所では、関係機関と協力して、皆さんが日頃抱えられているさまざまな問題を、一緒に考え、早く解決できるよう手助けをしたいと思います。相談を受けた内容は、他に漏らすことは絶対にありませんので、どんな小さなことでも遠慮なくご相談ください。

(問い合わせ先)

水俣市福祉事務所

〒867-8555

水俣市陣内1丁目1番1号

電話 0966-61-1670

